

デマンド交通の試験運行を希望される団体を募集します！

■ 概要・目的

洲本市では、本年度もデマンド交通の試験運行を予定しています。

デマンド交通とは、あらかじめ登録している利用者が電話等により予約手続きを行い、町内会の集会所などに集まって乗車し、目的地（あらかじめ指定した場所に限る）まで乗合方式で順次送迎していく交通手段のことです。

今回の試験運行では、既存のバス路線とできるだけ重複しない運行ルートで、交通弱者や公共交通機関を利用し難い地域の住民などに対して、本当に有効な移動手段として活用できるのか、また、今後も継続して運行することができるのかなどを調査します。

■ 応募団体・条件

単位町内会（複数の町内会で実施しても構いません）

※個人での申し込みはできません。

※利用希望者 10 名以上の同意が必要となります。

※既存のバス路線と重複しない運行ルートを確保することが困難な場合は、お断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■ 採択団体数

3 団体程度

※応募団体多数の場合、個別ヒアリング（聞き取り調査）により決定します。

■ 募集期間

平成 25 年 6 月 3 日（月） ～ 6 月 28 日（金）まで（書類必着）

■ 審査方法

まず提出いただいた書類を審査し、次にヒアリング（聞き取り調査）を行います。

■ 実施時期・期間

平成 25 年 10 月頃～ おおむね 3 カ月程度

※試験運行に必要となる法手続の所要期間や、試験運行を委託する事業者との調整等により、実施時期は前後します。

※所要費用（予算）の都合上、実施期間は短縮する場合があります。

■ 利用料金

有料

※目的地との距離や目的地の数、他の交通手段で要する費用などを考慮し、試験運行の実施が決定した町内会（団体）との協議により決定します。



■ 利用者

事前に利用登録した者のみ

※高齢者や運転免許証を返納した方などが対象となります。

※利用に当たっては、原則として前日までに予約が必要です。

※2名以上の乗り合わせ（予約）が確保される場合しか発車しません。

■ 目的地

3カ所程度（病院・診療所、商業施設、公共施設、金融機関等）

※試験運行の実施が決定した団体との協議により決定します。

従前の例) ①県立淡路病院 ②イオン洲本店 ③洲本バスセンター

■ 応募用紙の設置・提出場所

洲本市企画課（本庁舎2階）、窓口サービス課（五色庁舎1階）

お問い合わせ先：洲本市 企画情報部 企画課 交通対策係
☎ 22-3321（内線：1222）